

計量制度の最近の動向と概要

令和 7 年 9 月

経済産業省
イノベーション・環境局
計量行政室

- 1. 計量法の目的・沿革と最近の動向**
2. 計量法における各制度の概要

1 - 1 ① 計量法の目的と制度の体系について

経済の発展及び文化の向上

計量の基準を定める

計量単位の統一（計量単位に関する規制）

計量の基準としての計量単位
「国際単位系：S I」の導入



取引又は証明における計量を行う際に、
その使用を義務づけ

計量標準の供給（計量標準供給制度）

計量の正確性の確保



国家計量標準である特定標準器等への
遡及による担保

適正な計量の実施を確保する

適正な計量の実施

- ・商品量目制度
- ・定期検査制度
- ・計量証明事業制度
- ・計量証明検査制度

自主的計量管理の推進

- ・計量士制度
- ・適正計量管理事業所制度

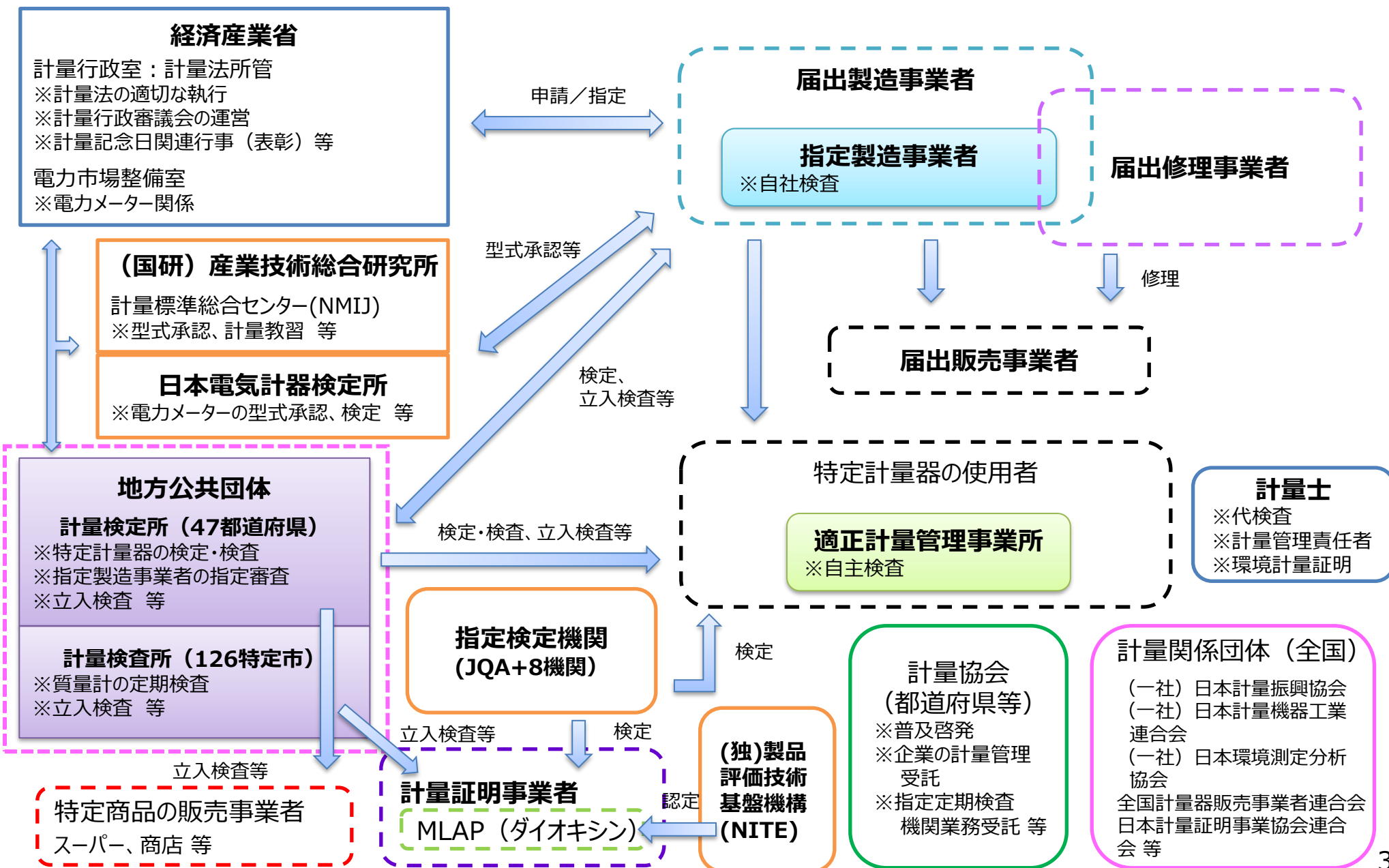
正確な特定計量器等の供給

- ・届出製造事業者制度等
- ・検定制度
- ・型式承認制度
- ・指定製造事業者制度
- ・基準器検査制度

法制度の的確な執行

- ・報告徴収
- ・立入検査
- ・計量行政審議会
- 等

1 - 1 ② 法定計量における主なプレイヤー



1－2 計量法の沿革（計量法全面改正（平成5年）まで）

○明治24年：度量衡法制定

- ・度量衡器の製作、修理及び販売の免許制や全品検査
- ・工業用計測器を含めあらゆる計量器を規制対象 等



○昭和26年：計量法制定

- ・製作、修理及び販売の免許制 → 製作、修理を許可制に、販売を登録制へ



○昭和41年：計量法大改正

- ・型式承認制度の導入（検定の合理化）
- ・規制の対象となる計量器（特定計量器）の範囲を縮小
（取引又は証明上の計量に一般に広く用いられる27種類の計量器に限定）
- ・製造及び修理事業を許可制から登録制へ



○平成5年：新計量法の施行

- ・国際単位系（SI単位）への統一（圧力kgf/mm²等を最大7年間、3段階の猶予期間を設け、完全移行へ）
- ・特定計量器の見直し（27器種→18器種）
- ・指定製造事業者制度の創設（全数公的検定→自社検定の許容）
- ・計量標準供給制度の整備（JCSS制度の創設） 等

1－3 計量法全面改正以降の主な動向

○平成12年4月：一部改正計量法の施行（地方分権一括法による自治事務化）

- ・特定計量器の検定・検査の実施
- ・機関の指定・登録等の監督権限（指定定期検査機関、適正計量管理事業所、計量証明事業等）
- ・取り締まり業務（勧告、報告徴収、立入検査等）
- ・自治体職員の計量教習所受講義務付けの廃止、手数料徴収の条例化 等

○平成14年4月：一部改正計量法の施行（特定計量証明事業の創設）

- ・ダイオキシン等極微小物質に関する計量証明事業の整備

○平成22年6月：一部改正政令の施行

- ・ベックマン温度計等使用実態のない3器種を特定計量器から削除
- ・型式承認手数料等を実態に合わせ改正

○平成25年10月：一部改正政令の施行（暫定延長非法定計量単位の恒久化）

- ・生体内の圧力に関するmmHg等の6単位を恒久化（平成5年法改正の完了）

○平成28年1月：一部改正省令公布（全特定計量器の技術基準のJIS引用完了）

1－4 平成28年計量審議会答申以降の見直し①

○平成28年 1 1 月：計量行政審議会答申（今後の計量行政の在り方）

○平成29年 6 月：一部改正政令の公布（特定計量器の追加等）

- ・特定計量器として、従来より検定を行っている質量計において自動はかりを追加
- ・指定検定機関の指定の区分の追加（自動はかり）
- ・型式承認試験における試験成績書の受入れにおける手数料の減額措置 等

○平成29年 9 月：一部改正省令の公布（指定検定機関の区分・要件の追加等）

- ・器差検定を中心に行う区分を追加し、指定の要件等を追加
- ・自動はかりの届出区分の追加、経過措置の設定 等

○平成30年 3 月：一部改正省令の公布

- ・検定証印等のはり付け印の様式の制定、西暦表示方法 等

○平成30年 9 月：一部改正省令の公布

- ・計量証明事業者が保有すべき機器等の見直し 等

○平成31年 3 月：一部改正政省令の公布

- ・自動捕捉式はかりの検定及び型式承認手数料の設定
- ・自動捕捉式はかりの検定等の技術基準（JIS）の省令への引用 等

1－4 平成28年計量審議会答申以降の見直し②

○令和2年3月：一部改正省令の公布

- ・ホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケールの検定等の技術基準（JIS）の省令への引用

○令和2年4月：一部改正政令の公布

- ・ホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケールの検定及び型式承認手数料の設定

○令和3年7月：一部改正政令の公布

- ・一部の自動はかりを特定計量器（施行令第2条）から除外
- ・一部の自動捕捉式はかりを検定対象（施行令第5条）から除外し、使用の制限の開始日を2年延期

○令和4年8月：一部改正政令の公布

- ・ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケールの使用の制限の開始日を5年延期

○令和7年9月：一部改正政令の公布

- ・ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケールを検定対象から除外

計量行政審議会 答申（平成28年11月1日）＜概要＞

計量制度見直しの論点－3つの視点－

視点1：民間事業者の参入の促進

適正計量の信頼性を確保しつつ、製品開発、試験評価、品質管理などにおいて高い技術力を有する民間の製造事業者・試験所等の参入や計量士の活用を促進するための見直しを検討する。

・論点1

計量器開発の効率化
（型式承認における試験成績書受入れ）

・論点2

国が検定実施を認めている指定検定機関への民間事業者参入の促進

論点例

視点2：技術革新、社会的環境変化への対応

計量器の技術革新、計量制度をとりまく社会的環境変化に対応し、規制対象の見直し・新たな規制の導入等を検討する。

・論点8

特定計量器として規制することを検討すべき計量器

視点3：規制範囲・規定事項等の再整理・明確化

現在の規制に関して、その範囲・規定事項等を再整理又は明確化し、適切なものとするための措置を図る。

・論点16

検定証印・定期検査済証印等の年号表記及び表示方法の統一

・論点19

特殊容器使用可能商品の追加

「計量法施行令等の一部を改正する政令」、 「計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令」の概要①

①「計量法施行令等の一部を改正する政令」（公布日：令和3年7月27日）により以下の改正を行った。

(ア)「目量が十ミリグラム未満のもの又は目盛標識の数が百未満のもの」を特定計量器から除外

※検定のための基準器が「自動はかり」のうち不存在、かつ取引・証明に使用される可能性が低く特定計量器としての規制の必要性に乏しいため。

【計量法施行令第2条関係】

(イ)「自動捕捉式はかり」のうち「ひょう量が五キログラムを超えるもの」を検定対象から除外

※検定実施に当たって危険を伴うことが判明したため。

【計量法施行令第5条関係】

(ウ)「自動捕捉式はかり」の使用の制限の開始日を2年延期

※メーカーが承認を希望する型式数について、令和4年4月1日までに試験・審査を完了することが困難な状況が明らかとなったため。

【平成29年改正令附則関係】

②「計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令」（公布日：令和4年8月5日）により以下の改正を行った。

(ア)「ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール」（自動はかり3器種）の使用の制限の開始日を5年延期

※最近の特定計量器の使用実態等を踏まえたため。

【平成29年改正令附則関係】

(イ) 自動はかり4器種の検定手数料に係る特例の対象期間を改定

※上記①(ウ)及び②(ア)による使用の制限の開始日を変更したことに伴うもの。

【平成31年改正令・令和2年改正令附則関係】

「平成29年改正令」：計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百六十三号）

「平成31年改正令」：計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第六十号）

「令和2年改正令」：計量法関係手数料令の一部を改正する政令（令和二年政令第百四十号）

「計量法施行令等の一部を改正する政令」、 「計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令」の概要②

③「計量法施行令等の一部を改正する政令」（公布日：令和 7 年 9 月 5 日）により以下の改正を行った。

(ア) 自動はかり 3 器種 を検定等の対象である自動はかりから除外

※最近の特定計量器の使用実態等を踏まえたため。

【計量法施行令第 5 条、第26条関係】

(イ) 自動はかり 3 器種の検定及び型式承認に係る手数料の規定を削る。

※上記③(ア)に伴うもの。

【計量法関係手数料令別表第 2 及び第 4 関係】

(ウ) 自動はかり 3 器種の使用の制限の開始日等の規定を削る。

※上記③(ア)に伴うもの。

【平成29年改正令附則関係】

(エ) 自動はかり 3 器種の検定に係る手数料の額に関する特例の規定を削る。

※上記③(ア)に伴うもの。

【令和 2 年改正令附則関係】

「平成29年改正令」：計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百六十三号）

「平成31年改正令」：計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第六十号）

「令和 2 年改正令」：計量法関係手数料令の一部を改正する政令（令和二年政令第百四十号）

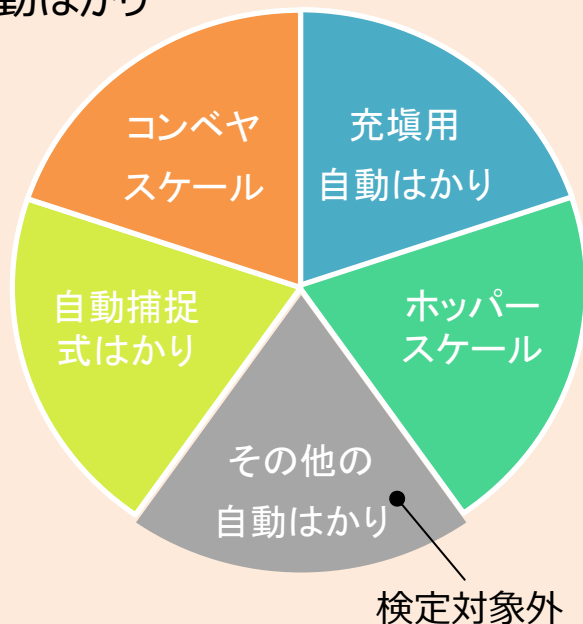
令和3年度政令改正で措置を講じた対象について

改正前

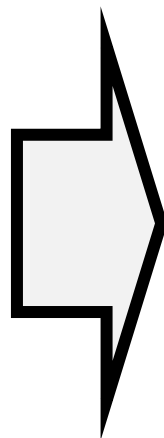
計量器

特定計量器

自動はかり



検定対象外

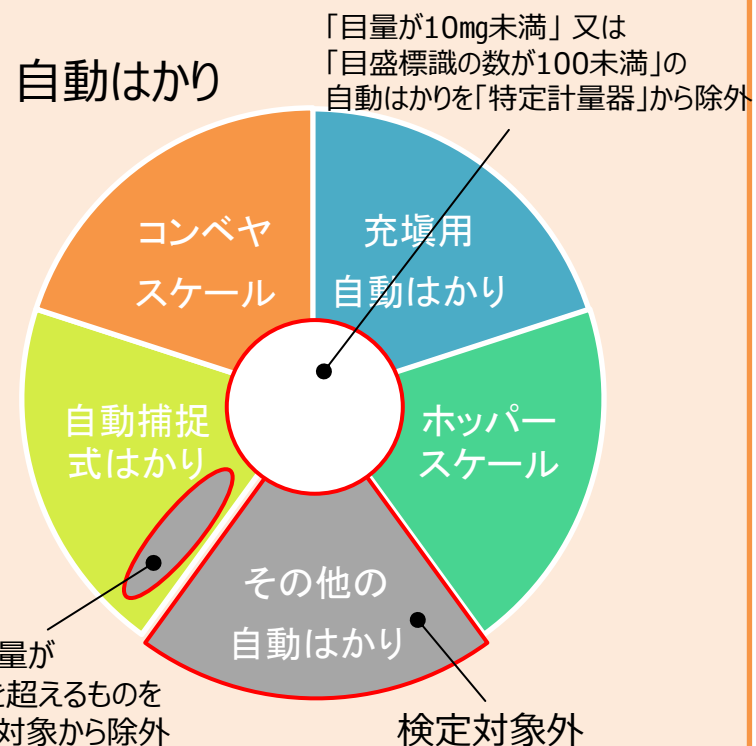


改正後

計量器

特定計量器

自動はかり



検定対象外

「計量器」の主な例：フラスコ、巻尺など

「特定計量器」の主な例：タクシーメーター、質量計、水道メーターなど

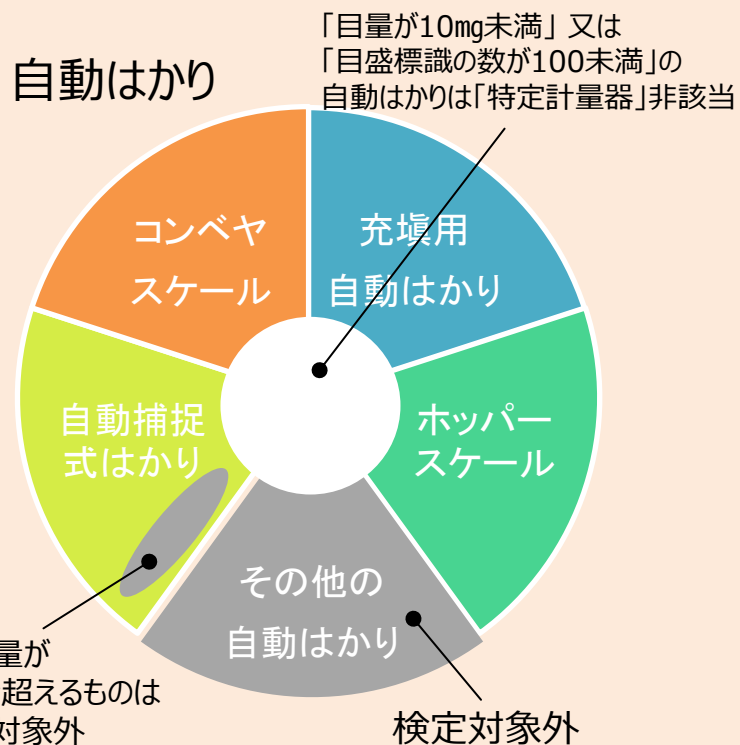
「計量器でないもの」の主な例：バケツ、定規など

令和7年度政令改正で措置を講じた対象について

改正前

計量器

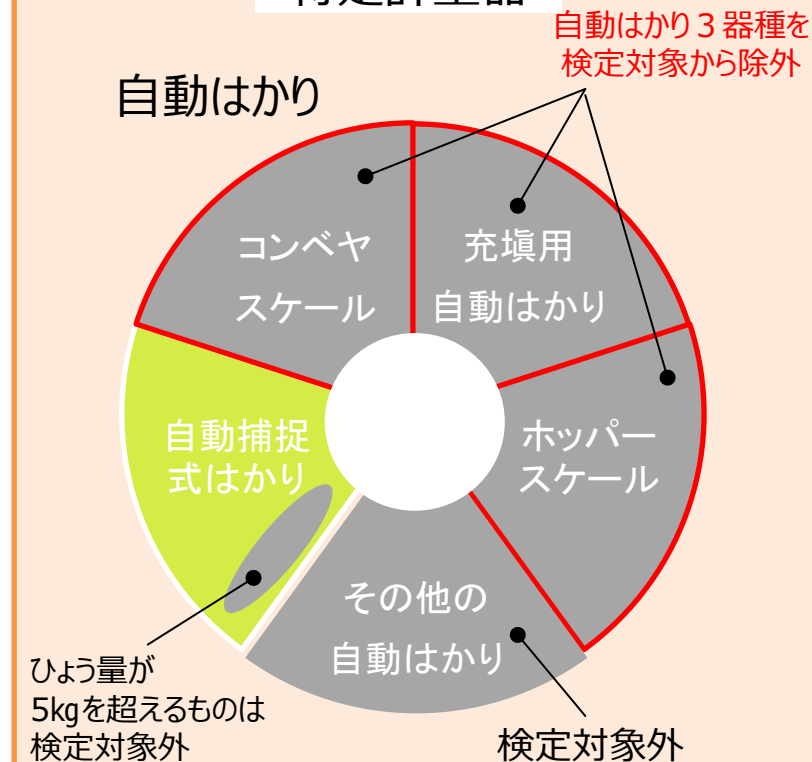
特定計量器



改正後

計量器

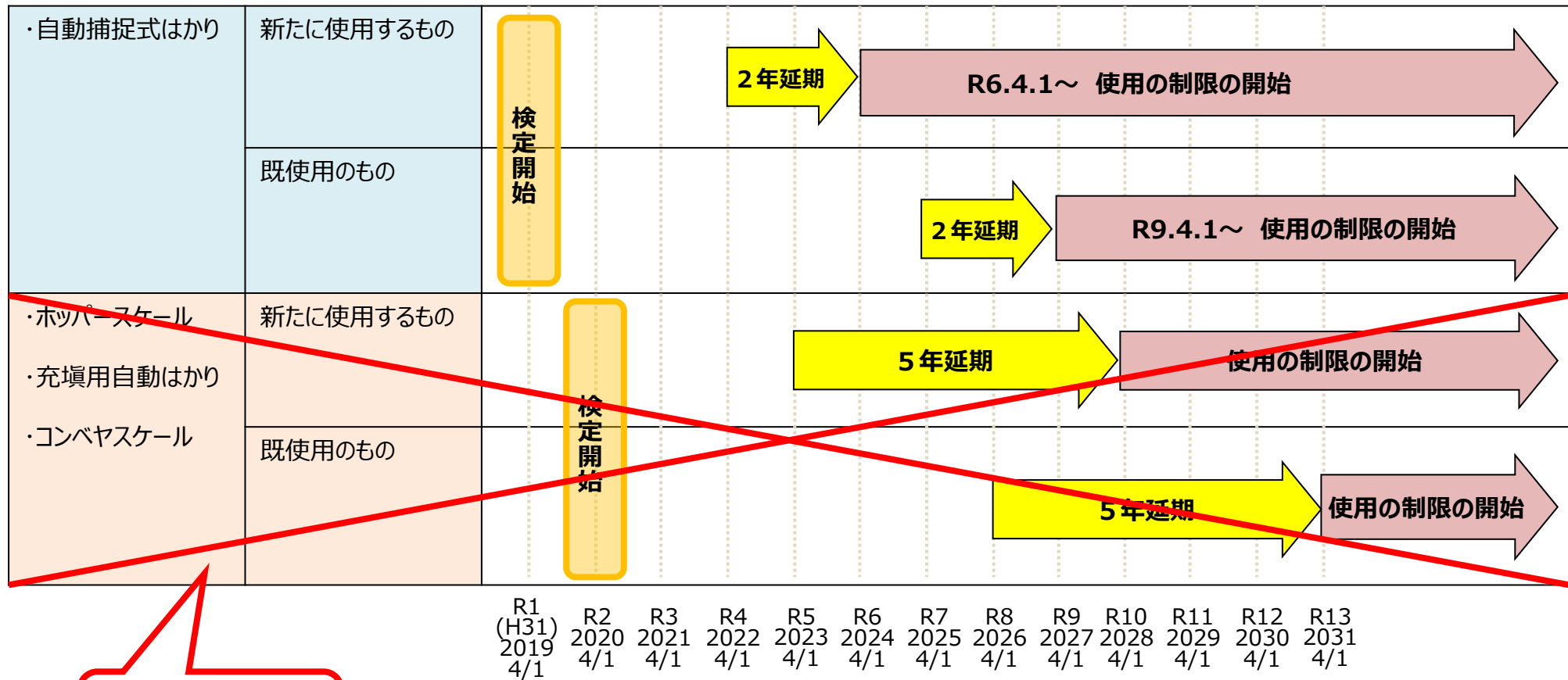
特定計量器



「計量器」の主な例：フラスコ、巻尺など
「特定計量器」の主な例：タクシーメーター、質量計、水道メーターなど
「計量器でないもの」の主な例：バケツ、定規など

自動はかり4機種の検定スケジュール（令和7年9月現在）

（令和7年9月現在）



検定対象外

1. 計量法の目的・沿革と最近の動向
- 2. 計量法における各制度の概要**

計量単位に関する規制

「計量」は、あらゆる経済活動の基盤であり、使用する「計量単位」が複数あると、経済活動に著しい混乱を生じる恐れ

経済のグローバル化

計量単位の統一

S I 単位※を基礎とする**法定計量単位**を定め、取引又は証明における**非法定計量単位**の使用を禁止

※SI単位：長さ（メートル）、質量（キログラム）、時間（秒）など65の物象の状態の量に対応する単位を規定

（参考）計量単位に係る主な規制

1. 取引又は証明に係る規制

取引又は証明において非法定計量単位を用いてはならない。（計量法第8条第1項）

2. 計量器の販売に係る規制

非法定計量単位による目盛又は表記を付した計量器は、販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。（計量法第9条第1項）

特定計量器とは ～適正計量の実施を確保するための計量器の規制～

取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器^{注)}のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものを「**特定計量器**」という。

注：「計量器」とは、長さ、質量、時間など、「物象の状態の量」を計るための器具、機械又は装置をいう。

特定計量器

タクシーメーター、質量計（非自動はかり、自動はかり、分銅等）、温度計（ガラス製温度計、抵抗体温計等）、体積計（水道メーター、燃料油メーター等）、積算熱量計、電力量計、照度計、騒音計、振動レベル計など18品目

使用規制

取引又は証明における計量に特定計量器を用いるときは、原則として**検定証印等**が付されたものでなければならない。（計量法第16条）

譲渡等の制限

特定計量器のうち、体温計及び血圧計は、取引又は証明における計量に関係なく、原則として検定証印等が付されているものでなければ国内において譲渡等してはならない。（計量法第57条）

罰則

使用規制に違反した場合は、6月以下の拘禁刑若しくは50万円以下の罰金又はこれの併科（計量法第172条第1号）
譲渡等の制限に違反した場合は、1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金又はこれの併科（計量法第170条第1号）



「計量器」の主な例：フラスコ、巻尺など
「計量器でないもの」の主な例：バケツ、哺乳瓶など

主な特定計量器の検定・検査の流れ

※取引又は証明における計量に用いる特定計量器に原則、以下の印を付すことを義務付け（法第16条、第19条）

- 「検定証印」：検定に合格したもの
- 「基準適合証印」：指定製造事業者が製造し、自社検査に合格したもの
- 「装置検査証印」：タクシーメーターは、検定に加え、装置検査（実際にタクシーに取り付けた状態での検査）を行い、合格したもの
- 「定期検査済証印」：非自動はかり等は、検定に加え、定期検査を行い、合格したもの

検定証印 基準適合証印 装置検査証印



届出製造事業者等

検定等（都道府県等・指定製造事業者）
※検定証印等の表示

使用者

検定等の有効期限無

法第72条第1項、第96条第1項

検定等の有効期限有

法第72条第2項、第96条第2項

検定等

法第75条

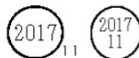
装置検査

装置検査

装置検査

定期的に検査

法第19条



検査

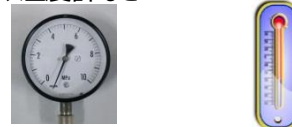
検査

検査

法第57条

取引又は証明に関係なく、原則、検定証印等が付されているもののみ譲渡等が可能

圧力計、温度計など



ガスメーター、水道メーター、自動車等給油メーターなど



10年

8年

7年

タクシーメーター



1年

非自動はかり、分銅・おもり、皮革面積計



2年

1年

体温計、血圧計



家庭用特定計量器
（体重計、ベビースケール、調理用はかり）

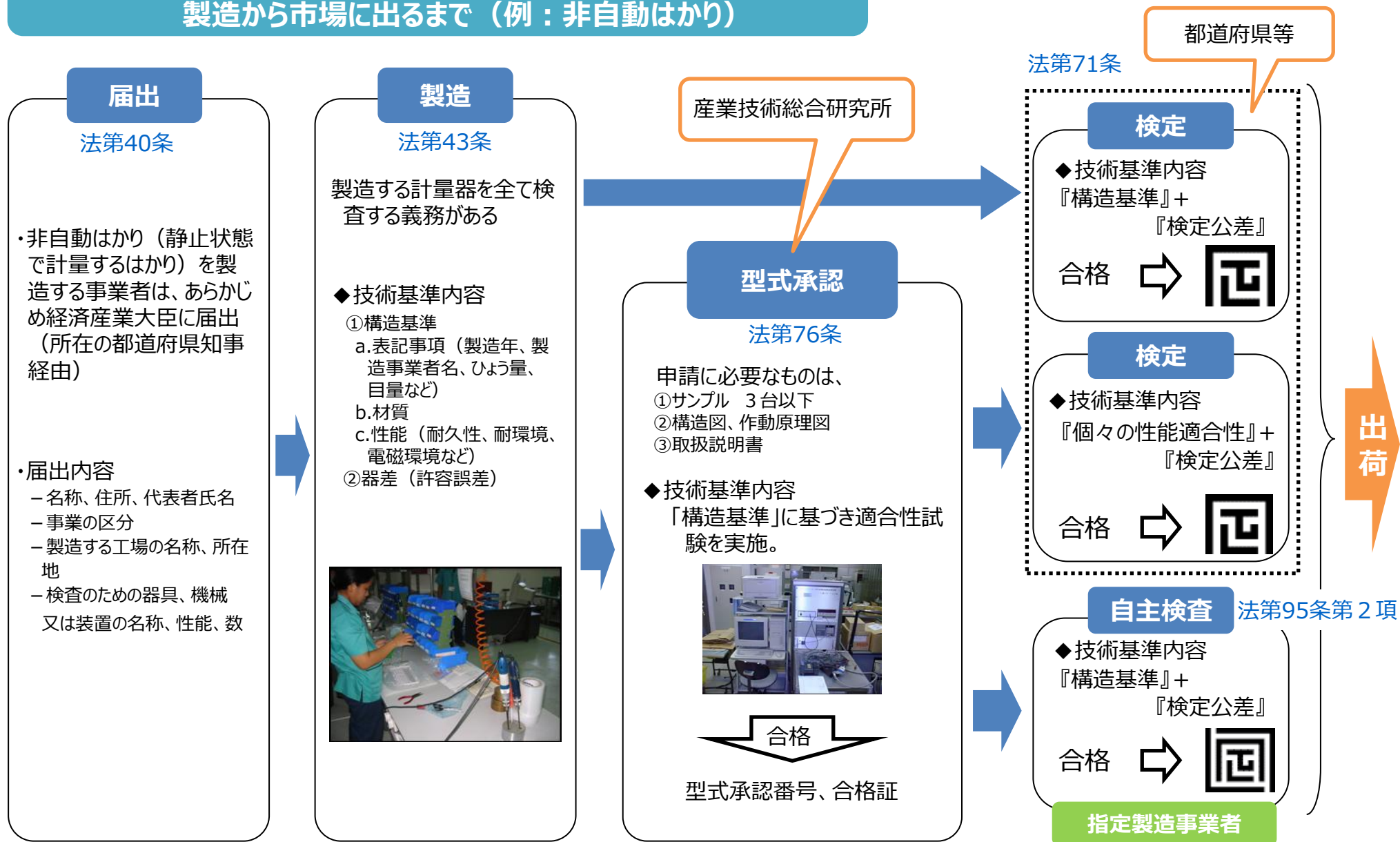
自己宣言



法第54条

特定計量器の規制の流れ

製造から市場に出るまで（例：非自動はかり）



特定計量器の規制の流れ

市場に出てから（例：非自動はかり）

法第16条

使用

- 取引又は証明における計量に使用できるのは、合格印（検定証印、基準適合証印）が付されたもののみ
- 合格印がないはかりを使用した場合、その使用者は、6月以下の拘禁刑若しくは50万円以下の罰金又はこれの併科（法第172条第1号）



- 法の施行に必要な限度において立入検査（法第148条）を行い、特定計量器の技術基準についても検査する場合あり（法第151条第1項）。

出荷

法第19条

定期検査

都道府県又は
特定市

- 使用者は、2年に1度、定期検査受検義務がある。（適正計量管理事業所又は計量証明事業者が自己検査をした計量器は対象外）
- 計量士が自治体に代わって行う検査（代検査）の受検（法第25条）への代替も可能



2年に1度

◆技術基準内容

- ①性能基準
 - a.表記事項（製造年、製造事業者名、ひょう量、目量など）
 - b.性能（繰返し性、偏置など）
- ②使用公差（検定公差の2倍）

合格

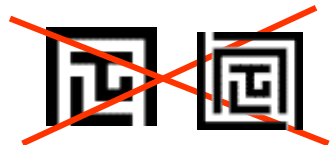


定期検査済証印



定期検査済証印が付され、引き続き、取引・証明に使用することができる

不合格



検定証印等が除去され、取引・証明に使用することができない

不合格

ユーザー（小売業者等）

届出制度

特定計量器の製造、修理及び政令で定める特定計量器の販売を行おうとする場合、あらかじめ届出を行わせることによって、正確な特定計量器の供給を目的とする制度

製造事業者

法第40条

届出

製造を行おうとする者は、経済産業大臣（電気計器は、経済産業局長）に届出
電気計器以外は、主たる事業所を管轄する都道府県知事経由で届出

修理事業者

法第46条

修理（法第40条第1項の届出に係る修理を除く。）の事業を行おうとする者は、主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事（電気計器は、経済産業局長）に届出

政令で定める 特定計量器の販売事業者

法第51条

政令で定める特定計量器（非自動はかり、分銅・おもり）を販売（法第40条第1項又は第46条第1項の届出に係る販売を除く。）しようとする者は、営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出

特定計量器を
製造

検査義務

省令で定める基準に従って、特定計量器を全数検査しなければならない。ただし、指定製造事業者が自主検査する場合を除く。（法第43条）

特定計量器を
修理

省令で定める基準に従って、特定計量器を全数検査しなければならない。（法第47条）

特定計量器を
販売

遵守事項

省令で遵守事項を規定（法第52条）
▶性能、使用方法、法の規制、その他適正な計量の実施のために必要な知識の習得に努める。
▶購入者に、適正な計量の実施のために必要な事項を説明。

型式承認制度

構造及び器差の検定を全数行う代わりに、同一の型式の構造を試験・評価することで、「個々に定める技術上の基準」以外の構造検定を合格とみなす制度（法第5章第2節）

（→器差の全数検定は必要）

- ・特に大量生産を行う事業者にとってインセンティブとなる。
- ・国際法定計量機関（OIML）の技術基準にも採用されており、世界各国で同様の制度が採用されている。
- ・OIMLでは、型式評価の相互承認制度（MAA制度）及び基本証明書制度（型式評価試験成績書の全部又は一部の受入れ）に続き、OIML証明書制度（OIML-CS）が発足している。型式承認を取得することによって、加盟国間の輸出入が容易となる

①申請

- 事業者（国内外製造事業者又は輸入事業者）は、製造する計量器のサンプル、設計図面等を、産業技術総合研究所（電気計器は日本電気計器検定所）に申請



②試験

- サンプル等について、省令で定める構造技術基準（構造、材質、性能等）への適合性試験の試験・評価を実施。
- 試験は、指定検定機関に対して依頼することもできる。

型式試験の試験項目の例

[材質試験]

- ・対衝撃性の試験

[表記等確認試験]

- ・使用単位、製造事業者名等の確認、表記の視認性の確認

[器差性能試験]

- ・計量範囲の計量値の試験

[耐久性試験]

- ・経年変化による影響試験

[電氣的妨害に対する試験]

- ・外部電波の計量値に対する影響試験

[基本性能試験]

- ・使用環境を想定した影響・動作試験

③承認

- 計量器の構造技術基準への適合性が認められる場合には、型式を承認する。
有効期間は、10年間。

検定制度

取引又は証明における計量に特定計量器を使用する場合は、原則、検定（法第16条第1項第2号イ）に合格したもの等のみの使用を認めることによって、適正計量の実施の確保を目的とする制度（法第5章第1節）

検定

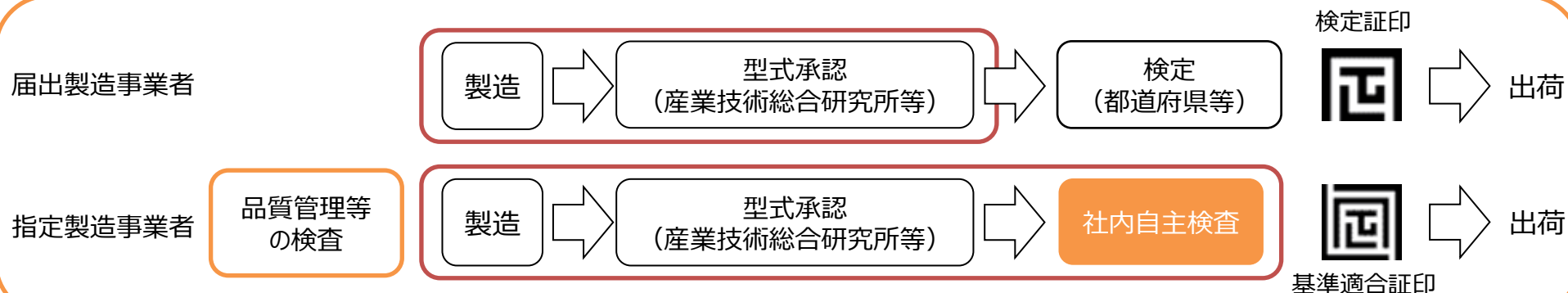
原則として、都道府県知事又は指定検定機関（電気計器は日本電気計器検定所）が省令で定める構造及び器差の技術基準に適合しているか全数検定を行う。

タクシーメーター及び変成器付電気計器は、実際の使用時の計量精度を確保するため、検定に加え、装着した状態での検査を義務付けている。（タクシーメーターは装置検査、変成器付電気計器は、変成器付電気計器検査）

有効期間

計量精度の経年劣化を考慮し、政令で検定の有効期間の年数を定めている。

届出製造事業者と指定製造事業者の製造から出荷までの比較



指定製造事業者制度

優れた品質管理能力を有する国内外製造事業者（工場又は事業場ごと）を指定し（法第16条第1項第2号ロ）、自社検査を認める制度（法第5章第3節）

指定製造事業者の指定の手順

- ① 製造事業者（工場又は事業場ごと）は、経済産業大臣に申請。
- ② 製造事業者は、省令で定める技術基準【品質管理システム（ISO9001に相当）、過去3カ月間の製造実績等】について、都道府県（電気計器は日本電気計器検定所）の検査を受ける。届出製造事業者は、品質管理の方法について指定検定機関の調査を受け、交付された基準に適合することを示す書面を提出することも可能。
- ③ 経済産業大臣は、検査の結果、省令の技術基準に適合する場合、指定製造事業者の指定を行う。
- ④ 指定製造事業者は、自主検査で型式承認を受けている範囲で、技術基準に適合している場合、基準適合証印（検定証印と同様の法的効果）を付することができる。

指定製造事業者のメリット

- 自治体等が行う検定の受検が不要となる。
- 製造から出荷までのスケジュール管理が容易になる。
- 検定手数料が不要となるため、大量生産する場合には、コスト削減につながる。
- 製造事業者として対外的な信用が高くなる。

定期検査制度

使用状況等から性能や器差が変動すると見込まれる特定計量器に対して、定期的に検査を行うことによって、適正計量の実施の確保を目的とする制度（法第3章第4節）

対象特定計量器（政令第10条）

- 非自動はかり
- 分銅及びおもり
- 皮革面積計



非自動はかり



おもり



分銅



皮革面積計

検査周期（政令第11条）

- 非自動はかり、分銅及びおもり → 2年
- 皮革面積計 → 1年

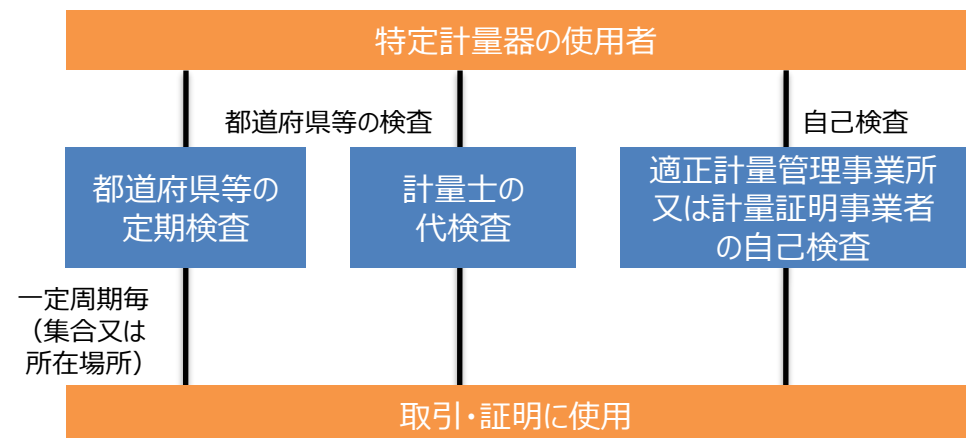
実施者（法）及び検査方法（省令）

計量器の所在の都道府県知事（特定市の長又は指定定期検査機関）が、省令で定める性能及び器差の技術基準に基づき実施

自治体以外の検査等（法）

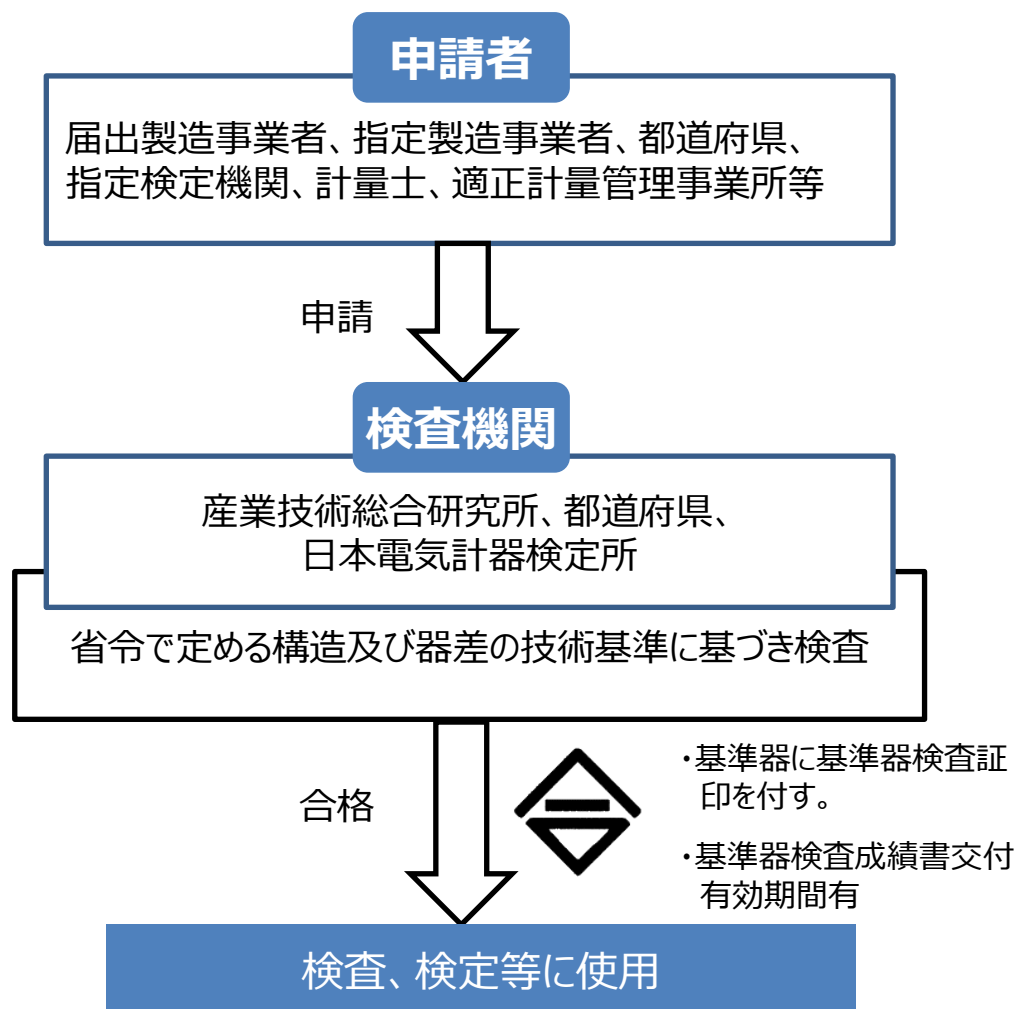
- ① 計量士が検査（代検査）を行い、証明書を都道府県知事（又は特定市の長）届け出
- ② 適正計量管理事業所又は計量証明事業者が自己検査をした特定計量器は対象外

定期検査のスキーム



基準器制度

特定計量器の器差検定・検査等で用いる計量器（基準器）について、技術基準に適合したものだけを認めることによって、正確な特定計量器の供給を目的とする制度（法第5章第4節）



基準器の有効期間（例）

基準器の種類	有効期間
タクシメーター装置検査用基準器	4年
質量基準器	1年
イ 鋳鉄製又は軟鋼製の基準分銅	
ロ イに掲げる以外の基準分銅（特級基準分銅を除く。）	5年
ハ イ又はロに掲げるもの以外のもの	3年
温度基準器	5年
電気基準器	
イ 基準電流計、基準電圧計及び三級基準電力量計	6箇月
ロ 基準電圧発生器、基準抵抗器、1級基準電力量計及び2級基準電力量計	1年
照度基準器	5年
騒音基準器	2年
振動基準器	4年

計量法トレーサビリティ制度（JCSS）

JCSS : Japan Calibration Service System

国内において最上位の計量標準（国家計量標準）を基準とした切れ目のない比較の連鎖によって、計量器に対して校正を行うことで、計量器の精度を対外的に証明する制度（法第8章）

例）「長さ」の校正の流れ（「長さ」のJCSS）

【主体】
産業技術総合研究所



【特定標準器】
光周波数コム装置



↓ 校正

【主体】
登録校正事業者



【特定二次標準器】
長さ測定用レーザー装置

↓ 校正

【主体】
ユーザー



【実用標準器】
例）ブロックゲージ
【一般計量器】
ノギス等



↓ 校正

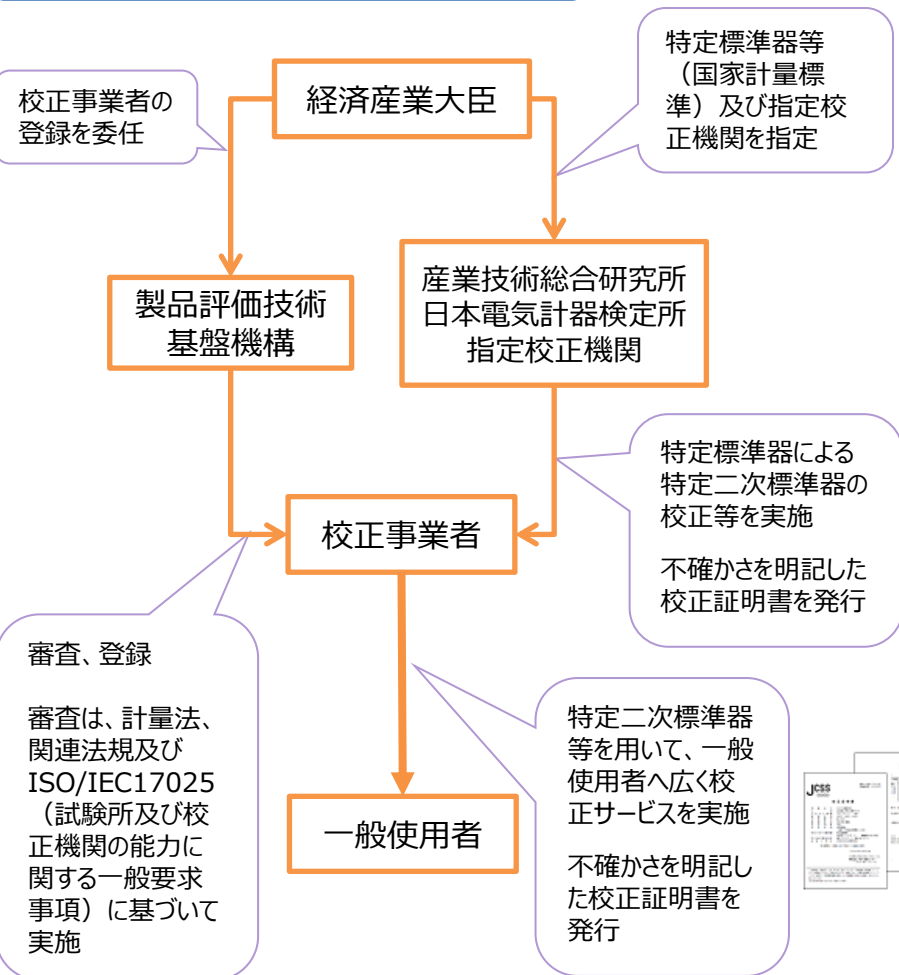
『光が真空中を299,792,458分の1秒間に進む距離を1mとする』という長さの定義に基づき、特定標準器の光周波数コム装置により特定二次標準器の長さ測定用レーザー装置を校正。

特定標準器（国家計量標準）は国が指定し、国家計量標準機関（産業技術総合研究所）が保管（維持・管理）。

登録された校正事業者がユーザーのブロックゲージ等を校正。

校正されたブロックゲージによりノギス等の計量器を校正し、これらを用いて工場等の現場で様々なモノの長さを、計量器の精度を認識しつつ、計測が可能。

計量法トレーサビリティ制度の仕組み



計量証明事業制度

計量証明^注）を行おうとする事業者に、事業所ごとにその所在地を管轄する都道府県知事に登録を義務付けている制度（計量法第6章第1節）

注）計量証明とは、法定計量単位により物象の状態の量を計り、その結果に関して、公に、あるいは、業務上他人に一定の事実が真実である旨を数値を伴って表明すること。

一般計量証明事業（登録数：約4,700事業者）

・長さ、質量、面積、体積、熱量

環境計量証明事業（登録数：約4,500事業者）

・濃度、音圧レベル、振動加速度レベル



計量証明書に付すことができる標章

特定計量証明事業（計量法第6章第3節）（登録数：68事業者）

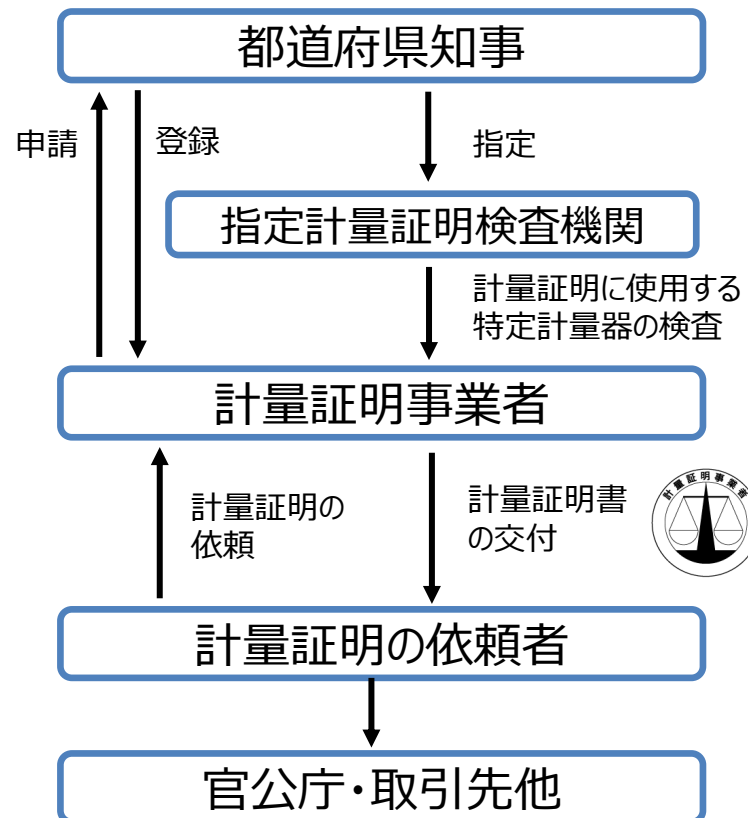
・特定濃度（ダイオキシン類等の極めて微量なもの）の計量証明を行うため、高度な技術を必要とする事業を行う者は、経済産業大臣(注)へ申請を行い、認定を受けることが必要。

（注）認定の事務は（独）製品評価技術基盤機構（NITE）が実施。



特定計量証明事業の計量証明書に付すことができる標章

計量証明事業制度の仕組み



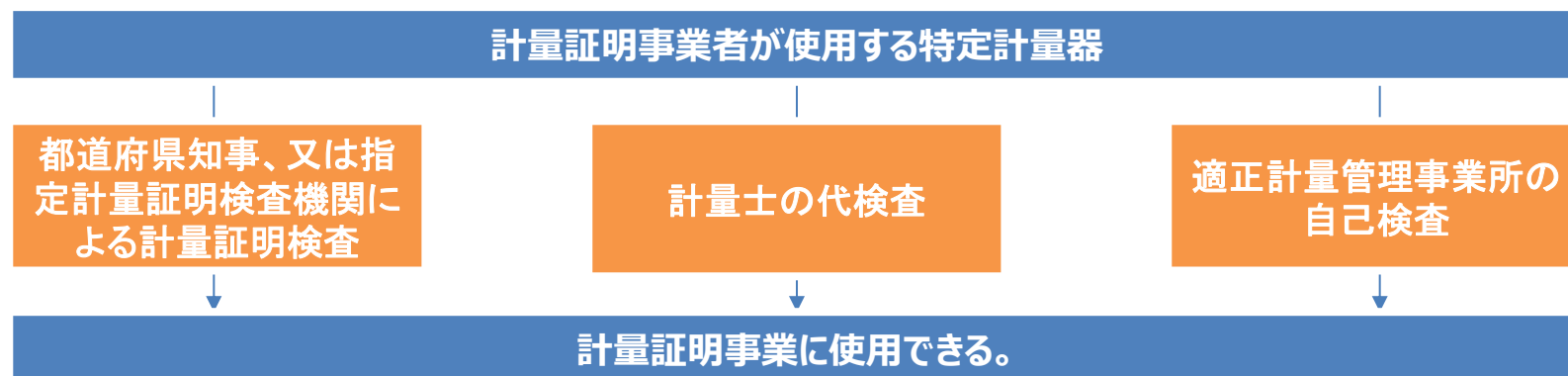
計量証明検査制度

1. 計量証明検査

計量証明検査は、計量証明事業者が適正な計量証明事業を確保するために、計量証明に使用する特定計量器であって政令で定めるものについて、一定の期間ごとに性能及び器差の検査を受ける制度（法第6章第2節）

なお、検定等の後一定期間内の特定計量器は、計量証明検査を受けることを要しない。

2. 計量証明検査のスキーム



3. 対象となる特定計量器及び計量証明検査を受けるべき期間（受けることを要しない期間）

特定計量器	計量証明検査を受けるべき期間	計量証明検査を受けることを要しない期間
非自動はかり、分銅及びおもり	2年	1年
皮革面積計	1年	6月
騒音計	3年	6月
振動レベル計	3年	6月
濃度計*	3年	6月

* ガラス電極式水素イオン濃度
検出器及び酒精度浮ひょうを除く。

商品量目制度

特定商品（消費生活関連として政令で指定された商品）の販売事業者は、**量目公差**を越えないように計量しなければならない。また、一部の特定商品については、密封して販売する際に内容量の表記が義務付けられている。（法第3章第1節及び第2節）

10条 正確計量努力義務

法定計量単位により取引又は証明をするときは正確計量に努めなければならない。

商品の販売に係る計量規制

11条 長さ等の明示努力義務

長さ、質量又は体積の計量をして販売に適する商品は、法定計量単位により示して、販売するよう努めなければならない。

12条 1項 特定商品の正確計量義務

特定商品を計量販売するときは、**量目公差**を越えないように計量しなければならない。
（例：精米、野菜、果実、魚介類、精肉）

12条 2項

特定商品のうち指定した商品を容器に入れて販売するときは、内容量を表記しなければならない。※灯油

13条 1項 内容量等表記義務商品

特定商品のうち、政令で定めるものを密封するときは、量目公差を越えないように計量し、その容器・包装に内容量を表記しなければならない。
（例：みそ、しょうゆ、牛乳、チーズ）

※14条 1項 輸入商品も含む

13条 2項

13条 1項で定める特定商品以外の特定商品を密封し、容器・包装に内容量を表記する場合、量目公差を越えないように計量しなければならない。

※14条 2項 輸入商品も含む

13条 3項

13条 1項・2項の表記には、表記する者の氏名又は名称及び住所を付記しなければならない。
※14条 3項 輸入商品も含む

特定商品の量目公差の例

特定商品	表示量	量目公差 (誤差)
食肉、 菓子類等	5g以上、50g以下	4%
	50g超、100g以下	2g
	100g超、500g以下	2%
	500g超、1kg以下	10g
	1kg超、25kg以下	1%

違反があった場合は、都道府県または特定市は、勧告、公表、命令を行う。命令に違反した場合、50万円以下の罰金が科せられる。（法第173条第2号）

適正計量管理事業所制度

特定計量器を使用する事業所のうち、適正な計量管理を行う事業者を指定^注する制度（法第7章第2節）
注）国の事業所は経済産業局に、それ以外は都道府県知事に申請。

＜特徴＞

- ①自主検査をした特定計量器について定期検査の対象外となる。
- ②簡易修理後、基準に適合していれば再検定を行わなくてよい。
- ③適正計量管理事業所の標識を掲げることができる。



＜適正計量管理事業所の標識＞

＜主な指定の条件＞

- ①計量士が定期的に検査を行うこと
- ②従業員等が計量士により計量管理の指導を受けていること
- ③計量管理規程が定められていること 等

計量士制度

計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する者を経済産業大臣が計量士として登録する制度（法第7章第1節）

計量士は、自主的に計量管理を行おうとする工場、事業所（主に一般計量士）での計量器の整備、計量の正確の保持、計量方法の改善など適正な計量の実施、計量証明事業所（主に環境計量士）での環境計量証明事業に従事

活動内容

効果

一般計量士

約15,200人（令和7年4月）

環境計量士

- 濃度関係
- 騒音・振動関係

約23,500人（令和7年4月）

（濃度：約12,700人
騒音・振動：約3,800人
旧環境計量：約7,000人）

生産工場や百貨店・スーパーマーケットで使用される長さ計や質量計、体積計、温度計等の計量器の精度管理や測定計画の策定、実施等の計量管理

（1）濃度

工場から排出されるばい煙、排水や環境（大気・水域）及び工場跡地等土壌の中の有害物質、悪臭物質等の測定及び計量管理

（2）騒音・振動

プレス、送風機等の騒音源を有する工場や建設工事、道路（自動車）、鉄道、航空機の騒音の測定及び計量管理

- 製品安全の向上
- 製品の品質管理
- 生産の効率性の向上
- 消費者利益の向上 等

- 環境保全
- 人体への悪影響の防止
- 製品の安全向上
- 製品の品質管理
- 消費者利益の向上 等

計量士になるためには

（1）計量士国家試験コース

計量士国家試験に合格し、かつ経済産業省令で定める実務経験（1年）、又はその他の条件に適合する者

（2）計量士資格認定コース

産業技術総合研究所の実施する所定の教習を修了し、実務経験（2年）を満たす者であって、計量行政審議会が

（1）の者と同等以上の学識経験を有する者と認めた者（一般計量教習修了は全ての者に必須であるが、薬剤師の免許等がある場合、環境計量特別教習修了に代替することができる。）